

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月28日
【届出者の氏名又は名称】	東芝インフラシステムズ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
【電話番号】	044(331)0660(代表)
【事務連絡者氏名】	法務部長 井上 隆之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	東芝インフラシステムズ株式会社 (神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、東芝インフラシステムズ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、西芝電機株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月14日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項につきまして、追加すべき公開買付者の特別関係者が新たに判明したことに伴い、「第1 公開買付要項」「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」並びに「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」「1 株券等の所有状況」「(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」、「(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）」並びに「(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）」「特別関係者」及び「所有株券等の数」の記載を訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	178,261
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(d)	212,923
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(j)	391,060
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.57
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(17,826,132株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の発行済株式総数(39,176,000株)から、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(57,483株)を除いた株式数(39,118,517株)に係る議決権の数(391,185個)として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	178,261
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(d)	212,923
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(j)	391,060
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.57
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(17,826,132株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の発行済株式総数(39,176,000株)から、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(57,483株)を除いた株式数(39,118,517株)に係る議決権の数(391,185個)として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	215,072 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	215,072		
所有株券等の合計数	215,072		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,149個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者第2 四半期報告書によれば、特別関係者である対象者は、2019年9月30日現在、対象者株式を57,483株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	215,498 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	215,498		
所有株券等の合計数	215,498		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,575個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者第2 四半期報告書によれば、特別関係者である対象者は、2019年9月30日現在、対象者株式を57,483株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】
(訂正前)

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,149 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,149		
所有株券等の合計数	2,149		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,149個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者第2 四半期報告書によれば、特別関係者である対象者は、2019年9月30日現在、対象者株式を57,483株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,575 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,575		
所有株券等の合計数	2,575		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,575個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者第2 四半期報告書によれば、特別関係者である対象者は、2019年9月30日現在、対象者株式を57,483株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(2019年11月14日現在)

氏名又は名称	高谷 淳
住所又は所在地	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	西芝電機株式会社 取締役
連絡先	連絡先 西芝電機株式会社 総務部 連絡場所 兵庫県姫路市網干区浜田1000番地 電話番号 079-271-2448
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(2019年11月14日現在)

氏名又は名称	高谷 淳
住所又は所在地	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	西芝電機株式会社 取締役
連絡先	連絡先 西芝電機株式会社 総務部 連絡場所 兵庫県姫路市網干区浜田1000番地 電話番号 079-271-2448
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月14日現在)

氏名又は名称	倉田 和彦
住所又は所在地	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地（西芝エンジニアリング株式会社の所在地）
職業又は事業の内容	西芝エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡先 西芝電機株式会社 総務部 連絡場所 兵庫県姫路市網干区浜田1000番地 電話番号 079-271-2448
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月14日現在)

氏名又は名称	首藤 圭一
住所又は所在地	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地（西芝エンジニアリング株式会社の所在地）
職業又は事業の内容	西芝エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡先 西芝電機株式会社 総務部 連絡場所 兵庫県姫路市網干区浜田1000番地 電話番号 079-271-2448
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月14日現在)

氏名又は名称	木谷 和弘
住所又は所在地	ベトナム国 ハイフォン市 野村ハイフォン工業団地内 標準棟 C1 アンズオン地区(西芝ベトナム社の所在地)
職業又は事業の内容	西芝ベトナム社 社長
連絡先	連絡先 西芝電機株式会社 総務部 連絡場所 兵庫県姫路市網干区浜田1000番地 電話番号 079-271-2448
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

高谷 淳

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	32		
所有株券等の合計数	32		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式3,249株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数32個が含まれています。

(注2) 高谷淳氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

高谷 淳

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	32		
所有株券等の合計数	32		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式3,249株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数32個が含まれています。

(注2) 高谷淳氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

倉田 和彦

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	140 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	140	—	—
所有株券等の合計数	140	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 倉田和彦氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

首藤 圭一

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	170 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	170	—	—
所有株券等の合計数	170	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 首藤圭一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

木谷 和弘

(2019年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	116 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	116	—	—
所有株券等の合計数	116	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式11,646株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数116個が含まれています。

(注2) 木谷和弘氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。